

労働市場の動向(平成28年10月内容)

【求人動き】

- 新規求人数は全数が1499人で、前月比2%とわずかに増加した。また、対前年同月比では▲4.8%とやや減少した。このうち一般求人数は1001人で前年同月比▲3.6%とやや減少、パート求人数は498人で前年同月比▲7.3%とかなりの程度減少した。
- 有効求人数は全数が3877人で、前月比1%とわずかに増加した。また、対前年同月比でも2.3%とわずかに増加した。このうち一般求人数は2696人で前年同月比▲1%とわずかに減少、パート求人数は1181人で前年同月比10.5%とかなりの程度増加した。

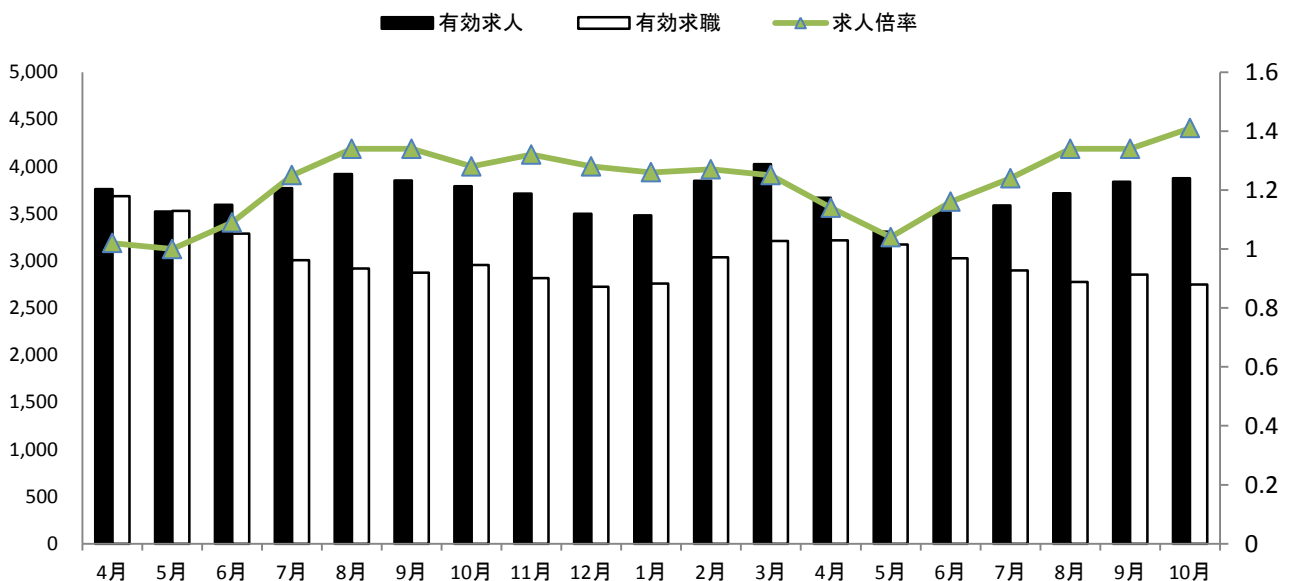
【求職の動き】

- 新規求職者数は全数が685人で、前月比▲18.6%と大幅に減少した。また、対前年同月比でも▲23.6%と大幅に減少した。このうち一般求職者数は495人で前年同月比▲22.8%と大幅に減少、パート求職者数は190人で前年同月比▲25.8%と大幅に減少した。
- 有効求職者数は全数が2749人で、前月比▲3.7%とやや減少した。また、対前年同月比でも▲6.9%とかなりの程度減少した。このうち一般求職者数は1891人で前年同月比▲10.2%とかなりの程度減少、パート求職者数は858人で前年同月比1.2%とわずかに増加した。

【雇用保険の動き】

- 管内事業所の新規適用数は15件で、廃止数は5件となっている。被保険者の資格取得数は595人で、資格喪失数は566人、うち事業主都合は15人だった。雇用保険の一般受給資格決定件数は160件で、受給者実人員は613人だった。

求人・求職の動き



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
有効求人	3,759	3,524	3,594	3,769	3,919	3,852	3,791	3,711	3,500	3,482	3,849	4,025	3,667	3,310	3,516	3,588	3,716	3,837	3,877
有効求職	3,685	3,529	3,288	3,005	2,917	2,874	2,954	2,816	2,725	2,760	3,037	3,210	3,217	3,173	3,026	2,899	2,777	2,854	2,749
求人倍率	1.02	1	1.09	1.25	1.34	1.34	1.28	1.32	1.28	1.26	1.27	1.25	1.14	1.04	1.16	1.24	1.34	1.34	1.41

事業主の皆様へ（従業員の皆様へもお知らせください）

雇用保険の適用拡大等について

～平成29年1月1日より65歳以上の方も雇用保険の適用対象となります～

雇用保険の適用拡大について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります（平成28年12月末までは、「高年齢継続被保険者」（※1）となっている場合を除き適用除外です。）。

○ 平成29年1月1日以降に新たに65歳以上の労働者を雇用した場合【例1参照】

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険被保険者資格取得届」（以下「資格取得届」という。）を提出（※3）してください。

○ 平成28年12月末までに65歳以上の労働者を雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例2参照】

雇用保険の適用要件（※2）に該当する場合は、平成29年1月1日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出（※4）してください。

○ 平成28年12月末時点で高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合【例3参照】

ハローワークへの届出は不要です（自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。）。

（※1）65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。

（※2）1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがあること。

（※3）被保険者となった日の属する月の翌月10日までに提出してください。

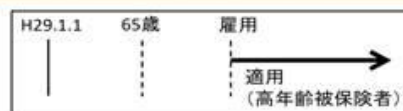
（※4）提出期限の特例があります。平成29年3月31日までに提出してください。

《適用要件に該当する65歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例》

〈例1〉平成29年1月1日以降に新たに雇用した場合

→ 雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、雇用した日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

雇入れ後に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



〈例2〉平成28年12月末までに雇用し平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ 平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、平成29年3月31日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

平成29年1月1日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月10日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



〈例3〉高年齢継続被保険者（※1）である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

→ 自動的に高年齢被保険者となりますので、届出は不要です。

